

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 の 長 殿  
厚 生 労 働 省 医 政 局 長  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省総合教育政策局長

塩 見 み づ 枝  
( 公 印 省 略 )

令和 8 年熊本地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応  
等について（通知）

令和 8 年熊本地震により被災された方々に対しましては、心からお見舞い申し上げます。

被災した専修学校・各種学校の学生・生徒（以降「学生等」という。）はもとより、その他の専修学校・各種学校においても被災した地域に関わりのある学生等については、授業を受けられないなどの支障が生じることが想定されます。

ついては、被災した学生等の修学、就職等における不利益が生じることのないよう、下記事項について、十分御留意いただくようお願いします。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学長におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、このことについて周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 修学困難な学生に対する経済的支援

授業料等の納付が困難となった学生に対しては、「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）」（令和 8 年 1 月 26 日付け総合教育政策局長、高等教育局長）を参照いただき、納付時期の猶予、分納、免除及び減免等の弾力的な取扱い、各大学等における経済的支援の活用、相談体制の充実等の配慮をお願いします。

また、経済的支援を必要とする学生やその保護者に対し、同通知及び「令和 8 年度熊本地震にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金【家計急変採用】及び貸与奨学金【緊急採用・応急採用】等の取扱いについて（通知）」（令和 8 年 7 月 29 日付け日本学生支援機構）も御参照の上、以下の具体的な内容及び利用方法の周知をお願いします。

- (1) 給付型奨学金（家計急変採用）／貸与型奨学金（緊急採用・応急採用）の随時受付
- (2) 減額返還・返還期限猶予（災害等により奨学金の返還が困難となった方）の申請受付
- (3) JASSO 災害支援金（学生や生計維持者の住宅が半壊以上等の被害を受けた者等を対象として 10 万円を支給（返還不要））の申請受付

(参考1)「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について(通知)」(令和8年1月26日付け総合教育政策局長、高等教育局長)

[https://www.mext.go.jp/content/20260127-mxt\\_gakushi01-000013030\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20260127-mxt_gakushi01-000013030_01.pdf)

(参考2)「令和8年度熊本地震にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金【家計急変採用】及び貸与奨学金【緊急採用・応急採用】等の取扱いについて(通知)」(令和8年7月29日付け日本学生支援機構)

## 2. 外国人留学生に対する配慮

外国人留学生については、独立行政法人日本学生支援機構や各専修学校等における経済的支援制度の活用、授業料の納付期限の猶予等の弾力的な取扱い、相談体制の充実等について配慮をお願いします。

また、被災した外国人留学生が、円滑に復学できるよう、授業再開時期の柔軟な設定等、特段の配慮をお願いします。

## 3. 転学等における配慮について

在学生等の中には、他の地域の学校への転学等を希望する者があることも予想されることから、これらの者の転入学についても、弾力的に取り扱われるようお願いいたします。仮に、授業の再開が当面困難となる学校がある場合には、その在学生等の修学の機会を確保する観点から、特段の配慮をいただくようお願いいたします。

## 4. 補充のための授業等について

被災した学生等が在籍する学校においては、当該学生等が授業を十分受けることができないことによって、学修に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮をお願いします。

被災した学生等の単位の認定、修了の認定等に当たっては、弾力的に対処し、当該学生等の進学・就職等に不利益が生じないよう配慮をお願いします。

## 5. 就職活動等における配慮について

被災した学生等の単位の授与、卒業の認定等に当たっては、その方法について弾力的に対応し、当該学生等の進学・就職等に不利益が生じないよう、配慮をお願いします。また、現在就職活動中の学生等に対しても、ハローワーク等関係機関と連携しつつ、相談業務の充実を図る等、一層の就職支援への配慮をお願いします。

なお、被災による心的ストレスを抱える学生等の把握に努め、状況に応じて地域の医療機関等とも連携してきめ細かく対応するなど、メンタルヘルスへの適切な対応をお願いします。

### 【添付資料】

(参考1)「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について(通知)」(令和8年1月26日付け総合教育政策局長、高等教育局長)

(参考2)「令和8年度熊本地震にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金【家計急変採用】及び貸与奨学金【緊急採用・応急採用】等の取扱いについて(通知)」(令和8年7月29日付け日本学生支援機構)

#### < 本件連絡先 >

文部科学省総合教育政策局  
生涯学習推進課専修学校教育振興室  
専修学校第一係

TEL : 03-6734-2915

E-mail : syosensy@mext.go.jp